

# 香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則

平成16年6月30日

規則第17号

改正	平成17年4月1日	規則第9号
	平成18年9月13日	規則第13号
	平成19年5月16日	規則第17号
	平成21年2月25日	規則第2号
	平成21年11月30日	規則第7号
	平成22年2月3日	規則第1号
	平成22年9月15日	規則第11号
	平成25年12月10日	規則第1号
	平成27年12月16日	規則第6号
	平成28年4月8日	規則第8号
	平成29年2月22日	規則第5号
	平成31年2月22日	規則第2号
	平成31年4月1日	規則第5号
	令和元年5月17日	規則第6号
	令和2年4月6日	規則第3号
	令和3年11月30日	規則第2号
	令和3年11月30日	規則第3号
	令和4年3月31日	規則第2号
	令和4年3月31日	規則第3号
	令和5年2月3日	規則第1号
	令和6年3月29日	規則第3号
	令和7年3月31日	規則第9号
	令和7年7月11日	規則第10号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例(平成16年条例第9号。以下「条例」という。)第2条の2第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項、第23条、附則第2条の4第1項から第3項まで及び附則第3条第1項から第3項までの規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続きその他条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「災害」、「補償」、「職員」、「通勤」、「管理者」、「認定委員会」、「補償基礎額」、「福祉事業」、又は「審査会」とは、それぞれ条例第1条、第2条、第2条の2第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条、第17条又は第19条第1項に規定する災害、補償、職員、通

勤、管理者、認定委員会、補償基礎額、福祉事業又は審査会をいう。

(公務上の災害の範囲)

第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第1に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第2条の3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

(1) 通勤による負傷に起因する疾病

(2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業にかかる就業の場所

ロ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

(日常生活上必要な行為)

第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であっ

て規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 日用品の購入その他これに準ずる行為
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為
- (3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- (4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者(ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

(災害の報告)

第3条 香川県市町総合事務組合(以下「組合」という。)規約別表第2の左欄第8号に掲げる事務を共同処理する構成団体(以下「構成団体」という。)の長は、当該構成団体の職員について公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、組合管理者(以下「管理者」という。)に様式第1号及び様式第1号の2によりすみやかに報告をしなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(次条第2項において「被災職員等」という。)からその死傷病が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

(認定及び通知)

第4条 管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意

見を聞いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは様式第2号、通勤により生じたものであると認定したときは様式第2号の2により、補償を受けべき者に構成団体の長を通じてすみやかに条例第3条第3項の規定による通知をしなければならない。

2 管理者は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 組合の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由  
(認定委員会)

第5条 認定委員会は委員長が招集する。

2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。

5 委員長は、会議録を調整し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

## 第2章 補償及び福祉事業

(給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償)

第6条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、通勤その他の業務の全部につい

て従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額に満たないときは当該満たない額の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。

(休業補償を行わない場合)

第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑を執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合

(介護補償に係る障害)

第6条の3 条例第10条の2の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第2に定める障害とする。

(葬祭補償の額)

第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

(補償の請求方法)

第7条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条、第9条及び第23条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償

の種類に応じ、様式第3号から、様式第12号までの様式による補償の請求書を構成団体の長（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に属していた構成団体の長）を経由して管理者に提出しなければならない。

（遺族補償年金の請求の代理者）

第8条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、すみやかに職員の死亡の直前に属していた構成団体の長を経由して書面でその旨を管理者に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（補償の支給方法）

第9条 管理者は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、すみやかに構成団体の長を経由して請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第10条 条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第35条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、様式第16号又は様式第17号による申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあっては、これらの申請者及び年金証書）を構成団体の長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、構成団体の長を経由して当該申請を行った者にすみやかに書面でその旨を通知しなければならない。

（年金証書）

第11条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下

「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、構成団体の長を経由して、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて様式第13号の様式による年金証書を交付しなければならない。

- 2 管理者は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 管理者は必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第12条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を構成団体の長を経由して、管理者に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときはすみやかにこれを構成団体の長を経由して管理者に返納しなければならない。

第13条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を構成団体の長を経由して管理者に返納しなければならない。

(定期報告)

第14条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、様式第14号から様式第15号までの様式により、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を構成団体の長を経由して管理者に提出しなければならない。ただし、管理者があらかじめその必要がないと認めて構成団体の長を経由して通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第15条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を構成団体の長を経由して管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 傷病補償年金を受ける者にあつては次に掲げる場合
  - イ その負傷または疾病が治った場合

- ロ その障害の程度に変更があった場合
- (3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合
- (4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
  - イ 条例第13条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金をうける権利が消滅した場合
  - ロ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合
  - ハ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき（条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態になり若しくはその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）
- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を構成団体の長を経由して管理者に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を構成団体の長を経由して管理者に提出しなければならない。  
（福祉事業の種類）

第16条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 外科処置に関する事業
- (2) 補装具に関する事業
- (3) リハビリテーションに関する事業
- (4) アフターケアに関する事業
- (5) 休業援護金の支給
- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- (7) 奨学援護金の支給
- (8) 就労保育援護金の支給
- (9) 傷病特別支給金の支給

- (10) 障害特別支給金の支給
- (11) 遺族特別支給金の支給
- (12) 障害特別援護金の支給
- (13) 遺族特別援護金の支給
- (14) 傷病特別給付金の支給
- (15) 障害特別給付金の支給
- (16) 遺族特別給付金の支給
- (17) 障害差額特別給付金の支給
- (18) 長期家族介護者援護金の支給

(福祉事業の実施)

第17条 福祉事業の実施内容については、別に定める。

(福祉事業の申請等)

第18条 第16条の福祉事業を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を構成団体の長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

### 第3章 審査会

(審査会の招集等)

第19条 審査会は会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として決議に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数の場合は会長が決する。

5 会長は会議録を調整し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の大要、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は審査会が定める。

(審査の申立て)

第20条 補償の実施について不服がある者が条例第18条第1項の規定により

審査を申し立てようとするときは、構成団体の長を経由してこれを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副2通を、書類、記録、その他の資料を添えて構成団体の長を経由して審査会に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた者の氏名、住所、生年月日、災害発生当時の職並びに所属部局

(2) 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係

(3) 補償に関する当局の措置

(4) 申立ての趣旨

(5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

(6) 請求の年月日

3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつど、その旨をすみやかに構成団体の長を経由して審査会に届け出なければならない。

#### 第4章 雑則

（第三者の行為による災害についての届出）

第21条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、構成団体の長を経由して管理者に届け出なければならない。

（旅費の支給）

第22条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、旅費に関する条例の定めるところによる。

（通勤による災害に係る一部負担金）

第22条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 第三者の行為によって通勤による災害を受けた者

- (2) 療養開始3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者
- (5) 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者

2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第69条の7に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額の場合はその額）に相当する額とする。

（審査の申立ての教示）

第23条 管理者は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第20条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（構成団体の長の助力等）

第24条 補償を受けるべき者が、事故、その他の理由により、みずから補償の請求その他の手続きを行うことが困難である場合には、職員の勤務する構成団体の長はその手続きを行うことができるように助力しなければならない。

2 職員の勤務する構成団体の長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前2項の規定は福祉事業を受けようとする者について準用する。

（記録簿）

第25条 管理者は、災害補償記録簿及び福祉事業記録簿（様式第18号）並びに傷病補償年金記録簿（様式第19号）、障害（遺族）補償年金記録簿（様式第20号）を備え、必要な事項を記入しなければならない。

附 則（昭和43年規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

2 第6条の4の規定による金額が補償基礎額の60日分に相当する金額に満たないときは、条例第15条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第

6条の4の規定にかかわらず、補償基礎額の60日分に相当する金額とする。

3 条例附則第2条の4第1項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申し出は、障害補償年金の最初の支払に先だってしなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があった場合であっても、管理者の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、当該申出をすることができる。

4 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

5 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の3の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金が条例第16条において例によることとされている地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第8項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍、又は200倍に相当する額のうちから、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍、又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

6 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加重前の障害の程度が条例別表第3に定める第7級以上の等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が条例別表第3に定める第8級以下の障害等級

に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第 2 条の 3 の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第 9 条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

- 7 障害補償年金は、附則第 3 項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該障害補償年金に係る支払期月から 1 年を経過する月以前の各月（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額と当該 1 年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率に当該支払期日以後の経過年数（当該年数に 1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額との合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。
- 8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期日から起算して 1 年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差引いた額。当該支払期日から起算して 1 年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差引いた額とする。

- 9 管理者は、条例附則第2条の4第3項の支給停止期間が満了したときは、速やかに組合市町の長を経由して、当該支給停止に係る障害補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 10 附則第3項及び第4項の規定は、遺族補償年金前払一時金の支給に係る申し出について準用する。この場合において、附則第3項中「条例附則第2条の4」とあるのは「条例附則第3条」と、「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「障害補償年金」とあるのは、「遺族補償年金」と読み替えるものとする。
- 11 第8条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求および受領について準用する。
- 12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附則第10項において準用する附則第3項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。
- 13 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
- 14 附則第7項及び第8項の規定は、遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金について準用する。この場合において、附則第7項中「附則第3項」とあるのは「附則第10項において準用する附則第3項」と、「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と読み替えるものとする。
- 15 管理者は、条例附則第2条の4第3項、附則第3条第3項及び附則第4

条の2第4項の支給停止期間が満了したときは、速やかに組合市町の長を経由して、当該支給停止に係る遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。

- 16 年金たる補償を受けるものは、当該補償の事由となった障害又は死亡について条例附則第6条に掲げる年金たる給付が支給されることとなった場合、その給付の額が変更された場合又はその支給が受けられなくなった場合にはその事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかにその旨を組合市町の長を経由して管理者に届け出なければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、別記様式第13号の改正規定を除き、平成15年10月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の規定は、平成18年4月1日以後に支給すべき事由の生じた補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた補償については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成19年5月16日 規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成21年11月30日 規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第22条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病にかかる療養補償を受ける職員について適用し、施行日以前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病にかかる療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月3日 規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月15日 規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月10日 規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月16日 規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月8日 規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月22日 規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（次項において「新規則」という。）第2条の5の規定は、平成29年1月1日から適用する。

2 新規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前の事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月22日 規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 17 日 規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 6 日 規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則附則第 7 項及び第 8 項並びに附則第 14 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 適用日前における香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則附則第 7 項及び第 8 項の規定による障害補償年金の支給停止並びに附則第 7 項及び第 8 項の規定を準用する附則第 14 項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日 規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日 規則第 3 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 3 日 規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 規則第 3 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(香川縣市町総合事務組合消防団員等に係る損害補償費の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

## 2 略

(香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴された者は、第2条の規定による改正後の香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第6条の2第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則 (令和7年7月11日 規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(香川縣市町総合事務組合消防団員等に係る損害補償費の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

## 2 略

(香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害等条例施行規則第6条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の

刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

## 別表第1（第2条の2関係）

- 1 公務上の負傷に起因する疾病
- 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
  - (2) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
  - (3) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
  - (4) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
  - (5) 管理者の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
  - (6) 高压内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
  - (7) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
  - (8) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
  - (9) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
  - (10) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
  - (11) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
  - (12) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手足等の組織え死
  - (13) 1から12までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨又は内臓脱
  - (2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により

行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛

- (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
- (4) 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- (5) 1 から 4 までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (1) 管理者の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、管理者が定めるもの
- (2) ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- (3) すず、鉍物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- (4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- (5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- (6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
- (7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- (8) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
- (9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、化学物質にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

- 5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は管理者の定めるじん肺の合併症
- 6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1) 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その多目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
  - (2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
  - (3) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
  - (4) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
  - (5) 1 から 4 までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1) ベンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (3) 四一アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (4) 四一ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (5) ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
  - (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
  - (7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
  - (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
  - (9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
  - (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
  - (11) 三・三´-ジクロロ-四・四´-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
  - (12) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

- (13) 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
  - (14) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
  - (15) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
  - (16) すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
  - (17) 1 から16まで掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病
- 9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病
- 10 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

別表第2（第6条の3関係）

介護を要する状態の区分	障 害
<p>常時介護を要する状態</p>	<p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、条例別表第2に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第3に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>
<p>随時介護を要する状態</p>	<p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>3 条例別表第2に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第3号に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>

別記様式第18号

福 祉 事 業 申 請 書

香川縣市町総合事務組合管理者 殿		申請年月日 年 月 日	
下記の福祉事業を受けたいので申請します。		申請者の住所.....	
		氏 名.....	
		被災職員との続 柄.....	
1 (所属団体名)			
2 (被災職員氏名) 年 月 日生		3 (職 種)	
4 (負傷または発病年月日) 年 月 日		5 (治ゆまたは死亡年月日) 年 月 日	
6 (傷病名)		7 (障害等級) 第 級 号	
8 福祉事業の種類		<input type="checkbox"/> 外科後処置 <input type="checkbox"/> 補償具 ( <input type="checkbox"/> 支給 修理 <input type="checkbox"/> 再支給) <input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> 休養 <input type="checkbox"/> アフターケア <input type="checkbox"/> 在宅介護を行う介護人の派遣 <input type="checkbox"/> 奨学援護金 <input type="checkbox"/> 就労保育援護金 <input type="checkbox"/> 長期家族介護者援護金 <input type="checkbox"/> 旅行費	
9 内容および理由			
10 希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間	
11 希望する施設およびその所在地			
12 添付する書類および資料名			

※受理	年 月 日	※通知	年 月 日
※決定	年 月 日	※決定内容	

[注意事項]

- 1 申請者は、※の欄には記入しないこと。該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「5 治ゆまたは死亡年月日」の欄および「7 障害等級」の欄には、まだ治ゆしていないときは、記入しないこと。
- 3 「9 内容および理由」の欄には、当該福祉事業に要する金額を予定できる場合にその予定額も記入すること。
- 4 「10 希望する期間」の欄には、休業またはリハビリテーションを受けようとする場合に記入すること。
- 5 外科後処置またはリハビリテーションを申請する場合には、その実施を必要と認める旨の医師の証明書を添付すること。

別記様式第18号の2

福 祉 事 業 決 定 通 知 書	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続(第 回)
	認定番号
年 月 日	
香川 県 市 町 総 合 事 務 組 合	
管理 者 _____ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
福祉事業の決定について	
年 月 日付をもって申請のあった _____ について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。	
記	
1	決 定 <input type="checkbox"/> 支 給 <input type="checkbox"/> 不支給 理 由 _____
2	福祉事業の種類 <input type="checkbox"/> 外科後処置 <input type="checkbox"/> 補償具 ( <input type="checkbox"/> 支給 修理 <input type="checkbox"/> 再支給 ) <input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> 休養 <input type="checkbox"/> アフターケア <input type="checkbox"/> 在宅介護を行う介護人の派遣 <input type="checkbox"/> 奨学援護金 <input type="checkbox"/> 就労保育援護金 <input type="checkbox"/> 長期家族介護者援護金 <input type="checkbox"/> 旅行費
3	福祉事業の内容 _____
4	期 間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで 日間 ( _____ 週間、 _____ 時 間 )
5	福祉事業を実施する施設名 (所在地) _____
6	奨学援護金又は就労保育援護金 (1) 支給月額 _____ 円 (2) 支給対象者の氏名 _____ (3) 在学者等又は保育児の氏名及び月額 _____ 円 _____ 円 (4) 支給開始年月 _____ 年 _____ 月
7	支 払 金 額 _____ 円 (1) 支払いの場所及び方法 _____ (2) 支払日 (振込日) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (3) 委任に基づく受領者名 (住所) _____
8	そ の 他 _____ _____ _____

[注意事項] 在宅介護を行う介護人の派遣又は介護用機器の貸出しを受ける場合には、費用の一部を自己負担していただきます。

( この福祉事業の決定に不服がある場合には、管理者に対して不服の申出をすることができます。 )

災害発生年度		年度		職名		福祉事業記録簿				
申請者の氏名等		年月日生		被災職員との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 遺族	治癒年月日	年月日		障害補償 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 (第 級)	
申請者の住所		申請者が遺族の場合被災職員の死亡年月日				年月日				
種類		実施内容		支払金額		支払年月日		備考		
外科後措置				円		年 月 日				
補装具										
リハビリテーション										
アフターケア										
休業援護金										
在宅介護を行う介護人の派遣										
奨学援護金										
就労保育援護金										
傷病特別支給金										
障害特別支給金										
遺族特別支給金										
障害特別援護金										
遺族特別援護金										
傷病特別給付金										
障害特別給付金										
遺族特別給付金										
障害差額特別給付金										
長期家族介護者援護金										
振込先金融機関名				銀行		支店				
口座番号										